

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事））【9】」

2. 日時：令和3年9月21日 15時45分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官◎、中房上席安全審査官、井上主任安全審査官、  
鈴木主任安全審査官、堀口主任安全審査官、安田主任安全審査官、  
西内安全審査官、畠山安全審査官、藤川安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他21名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認 説明事項リスト  
（機電関係）
- ・資料2 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認 説明事項リスト  
（耐震関係）
- ・資料3 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書  
補足説明資料【緊急時対策棟設置工事のうち連絡通路接続工事】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。原子力規制庁のニシウチです。それではこれから川内原子力発電所 1号機の設計及び工事計画認可申請a緊急時対策棟設置工事の連絡通路接続高知ですね、のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:19	それでは九州電力の方からまずは資料 1 と資料 3 を用いての御説明になりますかね、説明よろしくお願いします。
0:00:29	はい、九州電力のホリタです。まず資料(1)の説明事項リスト記念関係の方から御説明させていただきます。まずNo.1 について御説明いたしますと、補足説明資料で示しておりますが、説明事項としまして、
0:00:45	緊急対策所に係る技術基準適合性についてセキつの工場利尻所公認で確認した事業成果の店舗の観点で整理すること、また添付図面の緊急時対策棟建屋の識別指揮所と連絡通路と休憩所、
0:01:01	については、例えば 2 車線等で書き分けを示すことということで説明をすることとされておりまして、内容については、補足説明資料のほうに記載をしております。
0:01:13	補足説明資料 1 のほうを、
0:01:17	いやいたします。
0:01:21	まず、ページ番号 1-1 の概要についてですけれども、この補足説明資料 1 に関してなんですが、
0:01:28	前回のヒアリングでは、別の資料としてはほぼ説明して起こしていたんですけども、内容が適用条文の整理に関連する内容になりますので、もともと補足説明資料 1 の適用条文の整理としてお出ししていたものに含める形で整理をし直しております。
0:01:47	1-1 のほうになりますが、まず概要として、2 パラ目ですけれども、オセアニア設置許可のほうで緊対者に規制庁ニシウチですけれども、すいませんちょっとだけよろしいですか。
0:02:01	はい。すいません説明の途中で失礼しました
0:02:05	ちょっと説明にあたっては、ほう 1-1 とかのその補足説明資料ごとのページ番号じゃなくてよければその右下の通しページで説明をいただければ、こちらもぱっと示しが開きやすいかなと思いますので、ちょっとそのようにご配慮いただければと思います。
0:02:20	すみません、途中で失礼しますよろしくお願いします続けてください。
0:02:24	はい、承知しましたそれで右下のページ番号のほうで御説明させていただきます。
0:02:30	水抜き、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	資料 3 の右下ページ番号 3 ページになりますけども、すでに概要を記載しております。
0:02:41	まず、2 パラ目ですけれども、2 パラ目には、設置許可の治療しているということをお伝えしております、3 パラ目にと指揮所公認の給料整備ということに記載しております。
0:02:52	4 パラ目からが今回の設工認の内容を記載しておるんですけども、海挙げますと、本設計及び工事の計画では緊急対策所の運用性を向上させることを目的として金対象し、
0:03:07	Shortで緊急時対策所を一体運用するために大差縮小を復旧対策所括弧緊急時対策棟内に変更する計画としております。具体的に次のパラグラフに記載しております、最低緊急対策所要員の休憩室といたします。
0:03:23	また本部執務エリアミーティングエリア及び多目的エリアが施設されている緊急時対策棟各指揮者と、
0:03:31	休憩室が施設されている緊急対策等を休憩所を接続する緊急対策等連絡つうのを新たに設置日機密性遮へい性の観点からの緊急対策所括弧緊急時対策棟内として一体運用することを計画すると記載しております。
0:03:48	今回の設工認に附帯する工事としまして、休憩室を通信連絡設備、
0:03:55	緊急時対策所の生体遮へい装置と換気設備を火災区域区画等についても変更を行うということで記載させていただきます。
0:04:04	条件踏まえまして本設工認で、
0:04:08	指揮所公認で確認された技術基準適合性への影響の有無と今後の全条文の星取表今日お見せしたものがこの補足説明資料 1 になります。
0:04:21	右下 4 ページ目をお願いいたします。
0:04:24	まず指揮所公認で確認した技術基準適合性への影響の有無ということで、こちらの症例を整理させていただきます。
0:04:33	前回のヒアリングで緊急対策所支障を公認で確認した適用性の変更点の観点で整理し直すことということで等セキをいただいておりますので、その点で、
0:04:48	この 2 ポツで整理をし直しております。
0:04:51	まず、今回の
0:04:54	緊急対策所を一体運用するにあたっての機能定義についてを 2 ポツ 1 例に記載させていただきます。
0:05:01	2 ポツ 1 の(1)についてトウペ対策所について、(2)で緊急対策等の建屋について整理をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	あと緊急対策所についてですが、緊急対策所括弧緊急対策棟内について記載しております、
0:05:19	読み上げますと、緊急対策所括弧指揮所と代替緊急対策所一体としたものになります。緊急対策等指揮社内の緊急時対策所機能に係る設計、
0:05:32	方針変更がなく、代替緊急時対策所要員の休憩室としております。休憩室については、病院の休憩スペースとしての機能のみを有しております、要員が滞在する場所として必要な設備についてを設置する設計としてございます。
0:05:49	なお、緊急時対策所括弧分離対策棟内の説明エリアには、指揮者等の要員が滞在しまして、46、技術基準ですけれども、第 46 条及び 76 条の通信連絡設備、各発電所内用いて指示をすとしております。
0:06:06	続きまして(2)の緊急対策所機能を内包する建屋について御説明いたします。三つ建屋がございまして緊急時対策等指揮所を休憩所と連絡通路で整理してございます。
0:06:20	具体的な建家の区分については次の右下 5 ページで斜線で示しておいているエリアだ、それぞれの縦の範囲になっております。
0:06:31	4 ページ、右下 4 ページのところに、指揮所休憩所連絡するの説明を記載しております、まず指揮所のほうになりますが、緊急時対策所学校緊急時対策棟内のうち本部執務エリアミーティングエリア及び関係がサンプ典型エリアを、
0:06:47	チェンジングエリアを収納する建屋をしております。本申請における設計変更は者って等、連絡通路の間にあります遮へい体の撤去のみになります。
0:06:58	続きまして休憩所ですが、緊急時対策所、緊急時対策棟内後休憩室と一緒に要する縦になります。
0:07:06	遮へい機密バウンダリとしての気密機能のほか、重大事故等対処設備である換気説明者配管等を設置する設計としておりますので、
0:07:16	当該配管の間接支持構造物埋設評価としての機能を有しております。また緊急時対策所各国緊急時対策棟内の一部である休憩室の完成支持構造物セキ緊急対策所でBCクラス、
0:07:30	正常アイス鉄塔
0:07:33	常設緩和として設定しておりますので、その機能を有しております。
0:07:38	続きまして、連絡通路についてですが、遮へい機密バウンダリとしての機能の他重大事故等対処設備である換気設備の主配管等を設置する設計としておりますので、当該配管の間接支持構造物、Ss-1 としての非機能を有しております。
0:07:54	なお、緊急時対策棟連絡通路については、Cクラス建屋である緊急時対策等指揮所と休憩所、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:01	一体運用をすることと考えまして、自主的に
0:08:06	Cクラス相当の地震力において経理上は設計を行うこととしております。
0:08:12	平成4ページにつきましては以上に書いてます。
0:08:16	続きまして、右下6ページをお願いいたします。
0:08:22	2ポツ2で縮小公認で確認して技術基準適合性への影響についてということで、指揮所工認への影響の有無と様理由という基準への適合性ということで、各指揮所工認で適用申請とした頂部に対して、
0:08:38	影響があるかどうかといった観点で整理した表がこちらにポツ2の第1表になります。
0:08:46	大まかに
0:08:49	右
0:08:50	兵庫のみ。
0:08:52	整理が三つありまして右の影響の有無の利用及び技術基準への適合性の記載内容として、大まかに三つに分けられまして、
0:09:02	まず第4条のほうを見ていただきたいんですけども、
0:09:05	二つのポツが記載してございますが、まず一つ目のポツで緊急時対策所各国緊急時対策棟内機能に関連する設備については、温泉条文を適用することから、緊急対策所各緊対棟内を一体運用するための新設備。
0:09:22	とする旨を記載させていただいております。別にポツ二つ目のポツについて、その中でも特に設備仕様等に変更がある設備括弧内入れしてきておりますけれども、
0:09:34	計測制御通信連絡設備と緊急対策所括弧に記載さ等内について評価を行うといったことで、
0:09:41	これらについて評価を行う必要がある。
0:09:44	いますので、別途ありということで設置しているものが一つ目のパターンになります。
0:09:51	二つ目のパターンについては、
0:09:53	右下7ページの34条計測装置をご覧くださいますと認識そこには影響の有無として話と記載というふうにですけれども、こちらがモニタリングポストモニタリングステーションについて、対象となる条文でして、今回、このモニタリングポストとモニタリングステーションについては、
0:10:12	名称の記載の適正化のみでありますので支店申請対象外として二つ目の記載で記載パターンとして記載しておりまして、このパターンをもっとの第十三、34条だけになります。
0:10:29	三つ目の規定パターンですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:38	右下 10 ページをお願いいたします。
0:10:42	例えば第 57 条の安全弁層についてですけれども、こちらの指揮所工認への影響の文明としまして話を整理しておりますが、緊待所機能に関連する設備につきましてはこちらを申請対象ということで記載をしておりますが、
0:10:58	今回接続工事を行うにあたって設備仕様等に変更はございませんので、指揮所工認からご案内悪影響はないということでお願いしたいパターンとしてございます。
0:11:10	総務課に三つ液体パターンだございまして、
0:11:15	特に、
0:11:16	今回その 46 条と 76 条に関しては、ちょっと記載をとなりますのでそのアプリご説明したほうがいいかなという点について、
0:11:28	ちょっと改めて御説明させています。
0:11:31	46 条と 75 ページに記載がございます。
0:11:34	まず、右下 7 ページをお願いいたします。
0:11:39	右下 7 ページの 46 常勤停車の第 1 項、居住性の確保の滞在スペースに関してですけれども、こちらに関しては、
0:11:49	今回接続工事によって休憩室をつなげますけれども、指揮所工認ですすでに青スペースとしては、適合性を確保してございますはい休憩室を新たに設置しましても、
0:12:01	技術基準適合性としては影響はないということになしと整理してございます。
0:12:08	一方でその下の二酸化炭素濃度計酸素濃度計に関しては、
0:12:13	今日の今ありと整理しております、緊急時対策所指揮所、
0:12:18	緊対棟にして変更する緊対棟内に変更することによりまして、休憩室においてもそれぞれの踊ってでほど働い必要がございますので、その点で、
0:12:32	委員長ありと整理してございます。
0:12:36	こんな次 76 ページをおについてですけれども、
0:12:44	右下 11 ページをお願いいたします。
0:12:49	右下 10 ページを、すみません、お願いいたします。
0:12:52	その 16 では 7716 条の 1 項第 1 号とで一方の中性の過去の滞在スペース一般支店は DB 側の 46 条と同じ整理で出しております。
0:13:05	右下 11 ページの定住性の括弧の中でも換気設計遮へい設計に関しては影響ありとしておりまして、休憩室に対して換気設計と遮へい設計を担保する必要がございますので、その観点で、
0:13:21	やはり整理してございます。その下の酸素濃度計二酸化炭素濃度計に関しましては、JP 側の 46 条と同じ整理となって有りと提示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	御説明すべきと考えておるところは以上になります。次に場所は以上になります。
0:13:46	3 ポツに関しましては、それらを踏まえて今回えよ目標なり基本の方針で申請対象としている設備に対してすべての指揮所工認から変更のみという点ではなく、すべての条文で適用申請がどうかという観点で、
0:14:01	整理した表が 3 ポツ 1 の
0:14:05	3 ポツの 13 ページの 13 ページ以降に、
0:14:08	示しているものになります。補足説明資料 1 に関しては御説明し対象です。
0:14:21	規制庁ニシウチですけども、割と関連性が濃いので、一通り御説明を簡単にいただいてから質疑応答とまとめて質疑応答という形にしたいと思っておりますけどもよろしいですか。
0:14:38	はい、九州電力ゴタンダでございます承知いたしました。
0:14:43	それでは続きまして、説明事項の 2 番について御説明させていただきます。説明事項の 2 番でございますが、緊急時対策所、
0:14:51	関連する設備等について、アクセス等における設工認上の取り扱いを整理するというので、こちらの資料 3-465 ページをお願いいたします。
0:15:06	こちら 465 ページでございますが、こちら前回のヒアリングからの継続となっております。こちらの緊急対策所に関連する設備等につきましては代替緊急時対策所に係る新規性基準項に並びに先認可をいただいております取水槽設置工事に係る項に、
0:15:23	やはり今回の接続工事に係る工認ということで 3 段階の購入をしておりますので、その取り扱いを整理した資料になってございます。これにこの資料につきましては改めて補足説明資料の形で整理しようと考えてございます。
0:15:38	世界からの変更点につきましてはページ 406、16 ページをお願いいたします。
0:15:47	こちらが各設備について真ん中のところでそれぞれの工認を記載しております。ここでそれぞれの公認上の取り扱いというものを整理してございますが、この取り扱いの記載を公認増の取り扱いということで記載を見直してございます。具体的には申請対象であったり、
0:16:04	申請対象外ということを明確に記載してございます。また通信連絡設備等を今回の一体運用に伴い基本設計方針の変更として位置付けが変わるものにつきましても申請対象ということを明確に記載してございます。
0:16:19	ナンバー 2 に係る変更につきましては以上でございます。
0:16:36	続きまして、ナンバー 3 の緊急対策と休憩所レジ使用する警報装置及び通信連絡設備への給電により入れる熱い機能影響についてということで、
0:16:49	補足説明資料の 7 を策定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	通し番号アートステージといたしましては、資料 3 の 100 ページを御確認ください。
0:17:09	まず、
0:17:11	初めに、通信連絡設備につきまして、設置許可の基準のほうでの第 35 条では非常用所内電源の供給が求められておりますので、と通常時におきましては、位置し、
0:17:26	また 20 のタービンコントロールセンターから給電しております。で、外部電源喪失時による
0:17:33	設計基準事故時においては、また 2A のディーゼル発電機から 1C2C のタービンコントロールセンターを経由して給電する形となっております。
0:17:44	2 段落目におきましてはこちらディーゼル発電機の定格容量につきまして説明を記載している内容でございます、
0:17:56	決意の公民にあります。添付資料 29 の非常用予備発電装置の出力が決定に関する説明書
0:18:06	から工学的安全施設作動時に必要な負荷が最大負荷 5039kW となっておりますので、それから読み手 5700kW としてございます。この要領についてで影響がない旨をこの 1 ポツから記載しております。
0:18:24	1 ポツ 1 につきまして、
0:18:27	は、
0:18:29	1 に一番容量は、最大負荷をきっちりに関しまして説明しております、
0:18:36	5039kW から再稼働時の工認の負荷でエース PDS 等の負荷 10kW と使用済み燃料ピットポンプの負荷 115 キロワット。
0:18:51	さらに鋭意指揮所工認での経歴 90km と、こちらを追加しても、5254kW となっておりますので、
0:19:02	だとして時各課 5700 人月ので影響はない。
0:19:07	いうふうに問題ない容量を有しています。で 1 ポツに、
0:19:12	続きましては、今回休憩所に設置します機器ほど地通信連絡設備の負荷に対して期待しております、こちら、
0:19:22	休憩所には、第 47 条第 4 技術基準の第 47 条第 4 項に基づきまして、共創として運転指令設備、通信連絡設備として運転指令設備と保安電力保安通信電話装置を設置しますが、こちらにつきましては、
0:19:41	帰結建屋内にあります盤だら教育しまして、またこちらのほうにつきましては、こちらの盤の定格負荷を積み上げているという。
0:19:51	ものになっておりますので、こちら
0:19:55	負荷を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:56	休憩所に新しく営業保持通信連絡設備が設置しましてもへと出ている発電機を積み上げる負荷には影響ありませんので、にて発電機の定格容量にも移動及ばないというふうに1ポツ2で記載しております。1/3につきまして
0:20:13	こちら
0:20:15	盤の定格容量もともと積み上げておりますが、今回、実際に追加するページング装置や衛星保安電話っていうのを実際に負荷として積み上げた場合におきましては30ワット程度。
0:20:30	なっております途切れ発電機の定格容量5700kWみに対しましては、0.01%未満と、かなりいい数字はつい小さいものでディーゼル発電機の定格容量や影響及ぼさない。
0:20:46	ということで説明を記載しております。
0:20:51	No.3については以上です。
0:20:56	はい。No.4について御説明させていただきます。御説明内容としましては、緊急時対策棟連絡通路接続部の耐火性能について補足説明資料にまとめております補足説明資料としましては、市ページ95ページ。
0:21:13	96ページのほうでまとめております。
0:21:17	95ページから御説明させていただきたいと思います。火災区域、1ポツ赤い用としてパイ通りまして、2ポツから連絡通路接続部の耐火性についてということとまとめております。(1)として耐火性に対しての要求としましては、
0:21:35	区域
0:21:37	火災区域の設定としては落ちたのか、四角で囲っておりますけどもこちらは添付資料の抜粋になっております。具体的な設計としては、具体的な心としては抱え杭としては、
0:21:51	緊急時対策鴻巣気象連絡通路吸気
0:21:56	所外周部を等火災区域として設定をしております、
0:22:02	地下の応答近く
0:22:05	枠の下に書いておりますけども、緊急時対策棟のバック再区域としては耐火性能を有する耐火併記等の構造物で囲まれて必要囲まれる必要がございますので、全学の接合接続部についても耐火性能を有する耐火体を設置しております。
0:22:24	ここに(2)でたい方について御説明をしております。THAIかたいとしましては、今回設置します耐火材としましては、一般建築等で使われておりますXPAエキспанションジョイント部の耐火材。
0:22:42	を使用しております。こちらは当貸体について員でありますアルカリRCPB系統を売るほうアルミガラスで体格アルミガラスの耐火クロスで包んだもので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:57	進んだ状態で使用しております。
0:23:00	96 ページのほうに第 2 図として、
0:23:05	延滞かたいのイメージ図でしてこれ一般建築でのものですがけれども、対価対応耐火たいのイメージを添付しております。
0:23:19	こちらの A 型の耐火性能について(3)で回答できますけども、こちらの使い方につきましては、建築基準法施行規則の 107 条で要求のあります ISO の先 34 で定められた。
0:23:34	ためと温度測定試験に基づいて試験を実施しております、1 時間の耐火能力を確認しております。1 時間景観を加熱した状態におきましても、判定基準であります 145+初期温度をした下回ると。
0:23:53	ということで、1 時間の耐火能力がある。
0:23:56	ということで、能力は確認しております。96 ページのほうにちょっと漫画絵でありますけども第 1 図ということで耐火体の設置箇所として載せておりますこちら
0:24:08	機密のシールの間の間の部分に設置することで計画をした。
0:24:13	おります。
0:24:15	説明は以上となります。
0:24:20	ヤマシタ No.5 になります。
0:24:24	稲場ですけども、非常用にちょっと
0:24:27	はい。
0:24:30	ファイバ引き続いて、
0:24:34	今日いただいて、
0:24:36	資料につきましては、補足説明資料、
0:24:39	そう。7 ページを追加しております、すみません規制庁のニシウチですけども、若干恩量が小さくなった気がしてあれですからマイクからの距離がはい。大丈夫ですよろしく申し上げます。
0:24:56	いません。
0:24:59	壁に対するさつとに対しての壁の影響について補足説明資料を追加しております。資料につきましては 107 ページに記載を追加しております、
0:25:10	竜巻 100 メーター。
0:25:13	の課税に対してダクトが健全であるということを割か 8 ページ。
0:25:19	記載をしております。
0:25:22	No.5 について以上です。
0:25:28	続きましてナンバーロック補足説明資料中、
0:25:32	なんですけども新規対策等額休憩所に設置する通信連絡設備について、補足説明資料という場所があるので御説明いたします。当初案は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:45	資料 3-463 ページの
0:25:58	受け入れ対策等各休憩所に設置する通信連絡設備についてで
0:26:04	代替緊急対策所んで、a緊急時対策棟設置工事の連絡、
0:26:11	通路説得法人を
0:26:13	よって危機対策所の機能を緊急対策所式省の方へ移行をに緊急対策等で警鐘として称します。
0:26:24	緊急対策所の機能を代替緊待所から指揮所のほう、
0:26:28	に変更するに伴いまして通信連絡設備の大半は同様に移行しておりましたが、一部の通信連絡設備につきましては、休憩所、これも行事に再度使用することとしてます。
0:26:44	続きまして、具体的
0:26:47	ヤギ説明を 1 ポツ以降に記載しております技術基準における要求事項といたしまして、緊急時対策とかつし永久継承は作業員等の休憩のためのに滞在するということから、技術基準第 47 条第 4 項において工場等には一時、
0:27:05	冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊または故障の際に、発電用原子炉施設内の単位たちに対し、必要なシェアできるよう警報装置及び多様性を確保する通信連絡設備の設しゃべらない要求されます。
0:27:21	この絵で 2 ポツで設置する対象設備を記載しております。(1)としましてまず警報装置につきましては運転指令設備を設置いたします。通信連絡設備につきましては運転指令設備等電力
0:27:39	保安通信電話設備を設置することでこの 2 種類設置することで、
0:27:44	対応性を確保している。
0:27:47	多様性を確保いたします。(2)で具体的な設置方法、どうしまして、
0:27:53	休憩所につきましてもともと代替緊対小低その堂島警報装置をはじめ通信危なく決意を設置しております。これらの設備のうち、
0:28:05	金利指揮所の新設によって緊急対策所機能の
0:28:12	昨日の
0:28:14	議対策所機能の緊急退避、
0:28:16	機能を緊急対策所指揮所へ、こうしておりまして、とSPDSデータ表示装置や衛星携帯電話設備には見ては休憩所に対しては廃止するとなりますが、運転指令設備、
0:28:31	保安スズキ本年電力保安通信電話設備につきましては一時的に使用停止しますが、連絡つく連絡通路接続工事完了後、休憩所として停止をするタイミングには再度使用することとなります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	3 ポツ、その他といたしまして、需要制御室を除くけっ建屋内の他のエリア及び緊急対策と指揮所の多目的エリアミーティングエアにおきまして、
0:29:02	1、1 項で述べておりました基準に基づき、警報装置及び多様性を確保した通信連絡を設備を設置しますじゃあにつきましては、もともと設置しておりました携帯電話等は設置している対応性を確保した通信連絡設備ということで運転指令設備と保安電話、
0:29:21	日量セキすることでこれは、
0:29:24	基準を満足するように考えと考えております。また、なお書きで記載しておりますが、連絡通路につきましては、休憩所と色調の建屋間を要するため施設するものであり、緊急対策所(5)緊急時対策棟内に該当しないこと及び人が滞在する
0:29:44	いや、いやないことから、今回の技術基準 47 条第 4 項に要求される警報装置の設置は不要ということで、説明を記載しております。
0:29:55	なんです。
0:29:58	No.6 の説明については以上です。
0:30:03	九州電力のゴタンダでございます。続きまして、No.7 について御説明させていただきます。No.7 の説明事項ですが、指揮所工認と重複する工事の概要について補足説明資料にまとめてございます。資料 3ー通すページの 464 ページをお願いいたします。
0:30:25	ちょっと読ませさせていただきますが、
0:30:28	本設設計及び工事計画における工事の時、令和が年 6 月 3 日付で認可をいただいておりますいわゆる指揮所報にによるポーズと重複する工事につきましては、指揮所工認に係る工事計画に基づく使用前検査の合格後に、
0:30:44	前日の機能に影響を与えないように工事を実施することとしてございまして道外内容については工事工程表のところで注釈で記載をしております。その具体的な防水の重複する工事等の設備並びに構造の概要というものをまとめた資料になってございまして、こちらにつきましても、
0:31:02	新しく補足説明資料として整理することを考えてございます。具体的な設備でございますが、まず放射線管理施設におけますエリアモニタにつきましては先日のヒアリングでも説明しました通り 2 台中 1 台の取りつけ箇所を変更するものでございます。
0:31:18	空気ポンベの空気浄化ファンにつきましては、今回休憩所と連絡通路を追加することから
0:31:25	空気の供給先というところに変更がございまして小用途に変更がございまして緊急時対策。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:31	再編につきましては緊急時対策と遮へいの最大の一部を撤去するということで、重複してございます。火災防護設備につきましては国際防護区域区画の設定再設定をしてございます。ハロンガスボンベにつきましても休憩所、
0:31:47	並びに連絡通路へのこなすの供給先ということで変更がございしますが、こちらのハロンのガスの設計におきましては、あろうガス消火区画の容積が最大となるところで設計をしてございますのでその点については変更がございません。
0:32:02	また緊急時対策所につきましては
0:32:06	休憩所策接続することによるさらなる機能の構造というものがございします。また酸素濃度計と二酸化の炭素濃度計につきましては使用箇所というところで休憩所それぞれ要することから送付しているものとして整理をしてございます。
0:32:22	ナンバー7についての説明は以上でございします。
0:32:29	。
0:32:30	はい原子力規制庁ニシウチですけども。
0:32:34	そちらからの説明は資料1については一旦以上ということでよろしいですかね。
0:32:40	いずれ連絡のゴタンダでございしますその通りでございします。
0:32:43	はい。規制庁に集中する承知しましたじゃあ幾つか私から事実確認を進めていきますけども、
0:32:52	まずは、まずは結局休憩室の休憩所棟のほうに、結局何を置くのかっていうところをまず明確にしたいなと思っていて、
0:33:03	補足説明資料1、通しページで言うと4、4ページ目ですかね、まず一番最初ですけども、そこからお願いします。
0:33:14	補足説明資料の4/投信4ページ目の(1)cのところの緊待所括弧緊対棟内っていうのはこういうものっていう概要説明いただけてますけど、ちょっとここをもう少し具体化していただいて、まず補足説明資料の一番最初で
0:33:34	結局緊対社内がどういう状態にあってどういう設備が起り得るのかっていうのも具体的に特定をしていただきたいなと思っています。
0:33:42	今私がお他の補足とかの説明を受けて理解している限りだと。
0:33:50	今ここで説明いただいているように、緊待所のかっこし気相のほうについては全く変更がないと。
0:33:58	Cといえばその指揮所の撤去指揮所の遮へい体の撤去とっていう、いう改造はありますけど、要は、今あるものをふやしたりとか改造したりするっていうのはその撤去以外は特に何も無いという理解。
0:34:11	それに連絡通路と休憩所っていう、まず建屋構造物を設置追加しますと、
0:34:19	休憩所のほうには置く設備としては、保安電話、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	携帯型の保安電話ですかね。
0:34:29	等、あと、運転指令装置ページング装置ですかね。
0:34:35	の二つの電話等、
0:34:37	電話とか通信連絡設備等、あと、火災防護設備、
0:34:42	火災感知設備とあと消火設備の配管と消火設備ですね。はい。
0:34:48	が置かれると。
0:34:50	あと一つ置かれるものとしては空気浄化設備の非常用空気浄化設備の配管と頭ダンパー弁ですかね。
0:35:00	これは空気浄化ファンから送られて来るラインと空気ポンペ加圧設備から送られて来るラインの2系統の配管があると。
0:35:09	ていうのがまず全体像なのかなと理解をしたんですけど。
0:35:13	何か間違ってるところありますか。
0:35:28	いずれ電力のゴタンダでございます少々お待ちください。
0:35:39	うん。
0:36:10	九州電力のゴタンダでございます概ねご理解の通りで間違いないかと思ってございますが、一応生体遮へいというものもあるのかなと話してございます。以上です。
0:36:21	ニシウチでさ、おっしゃる通りそうですね。
0:36:25	結局建屋躯体と同じって理解ですけど、確かに手続きとして遮へい体もあるのかなとおっしゃる通りかなと思いますので、まずそういったことをちょっと明確にここに補足説明資料の一番最初に頭として書いて欲しい。
0:36:40	ていうのがまず一つお願いをしたいと思いますので、
0:36:44	ちょっとそのあとに具体的にそれらの状況っていうものをお聞きしたいんですけど、
0:36:51	まず、休憩室の建屋からいきますかね建家と遮へい体っていう意味で言うと、
0:36:58	建屋と遮へい体自体はの代替緊対から休憩所にするにあたって、
0:37:05	特段変更はない。厳密に言うと、要目表上のその遮へい体の仕様には変更ないけど、一部延長をするよう5ページ目で言うところの
0:37:17	連絡通路にちょっとつなぐ部分。
0:37:20	の遮へい体をちょっと延長する、そういった変更だけがされるっていう理解なんですけどそれでいいですか。
0:37:28	S電力のゴタンダでございます。その通りでございます。
0:37:32	はい。規制庁ニシウチです遮へいは了解しましたので、次電話ですけど。
0:37:39	保安電話の携帯が先に運転指令装置からいきますかね、運転指令装置については、代替緊待所するときにも等をすでに用意された設備をしていって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:51	あとで確認します一旦廃止をしてそれをそのまま使うっていう理解ですか。
0:38:00	はい。
0:38:01	その通りで酸素まま解消する予定です。
0:38:06	了解しましたで運転指令装置に関しては、
0:38:10	まずその台数っていう話と、あとはどういうふう電源を引っ張ってくるのかっていう話も二つあると具体的に確認していくとあるのかなと思うんですけど、その2点についても代替緊対から全く変わらないということでもいいですか。
0:38:30	九州電力のカミヤです。ええと変わらないんで大丈夫です。
0:38:35	了解しました。
0:38:38	ページング装置って、緊待所の緊対者等の方にもあると思うんですよね。足枷指揮所10日、このおっきい方の建屋のほうにもあると思うんですけど、それとは別にも直接休憩所側に要は補助建屋から引っ張ってくるっていう理解でいいんですよね。
0:38:58	はい、九州電力のカミヤでその通りです。
0:39:01	承知しました。
0:39:07	第1数については結局港南台置くんでしたっけ。
0:39:17	医師連絡のカミヤです。当ページング装置、運転指令設備につきましては、
0:39:25	代替緊急時対策所のどっかからハンドセットまた電話するためのものを1台とスピーカーを1台設置しておりましたら、それを
0:39:35	ように、
0:39:36	同じ台数を設置する予定です。
0:39:39	規制庁に周知でそれを返しました明確にわかりましたので、次も1個通信連絡設備で言うと、保安電話の携帯型ですかね。
0:39:49	これについては、
0:39:53	まず電源をないって理解でいいんでしたっけ。
0:39:58	基地局とかへの電源だけ必要になるっていう理解でいいんでしたっけ。
0:40:07	地震力のカミヤです。基地局へのメイト電源と、
0:40:11	あとピッチ間のピッチに対して手数料、
0:40:16	充電はしてるんですけど、御その電源が必要なんですけどそれ自体は特に
0:40:22	非常用とかの要件もなく、通常の雑な
0:40:26	2日からっていう形になります。
0:40:30	はい、それらの設計も代替緊対から変わらないっていう理解でいいですか、要は補助建屋から引っ張ってくるっていうことなんですか。
0:40:40	ビジネスのカミヤでAと変わらない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:43	です。以上です。そう変わらないというような補助建屋から引っ張ってきてるっていう理解でいいですかね。
0:40:50	消しに行くのかミヤザキ補助建屋から持ってきているということで問題ないですか。わかりました。第1週も、代替緊対から変わらないってことですか。
0:41:02	はい。
0:41:06	はい。
0:41:07	九州電力のカミヤです。
0:41:12	引用も変わる予定が台数につきましては、もともと最大下げていくか、代替緊対所のとくに従来設置しておりまして、
0:41:22	ちょっとこの台数が増えることはないんですけど、ちょっと今後の調整によってちょっと確定はNRに変更する。
0:41:30	する可能性がちょっとあるという状況です。
0:41:35	規制庁ニシウチです。今後補正で多分明確にされるのかなと思うんですけど、通信連絡設備の台数って、
0:41:45	基本設計方針設備なので、本文5号では特に明確になってないと思いますけど、添付資料のほうでは明確になっていると思うんですよね。
0:41:54	結局その今回の添付資料にどこまでどう書くのかって話だと思うんですけどそこで台数は少なくとも明確にしないといけないのかなと思っていて、ちょっとその部分は少し明確にまず補足で御説明をいただく必要があるかなと思ってます。
0:42:13	九州電力のカミヤれて商企いたしました添付資料説明書等で説明しようと記載したいと思います。
0:42:23	はい。続けてすみませんまず遮へいページング電話行きましたけどと火災防護設備ですかね。
0:42:32	火災防護については、消火設備や感知設備からいきます感知設備、これは単純に監視設備だと思いますけどそれは本当そっくりそのまま代替緊対対応のものを採用するっていう理解でいいですか。
0:42:50	停止電力をミナミザトで感知器本体については、そのまま全く使用するんですけども、大体緊待所の場合は大体、
0:43:01	最近対象でクローズさせるために代替緊待所非火災の受信機を置いてましたので今回あの近辺連絡通路で一体になった後は緊待所緊対棟側ですね指揮所側に受信機ありますので、
0:43:17	大体金休憩所側の感知器の信号も重視して緊待所すいません指揮所側に持っていくということで、今現在、代替緊待所に置いている受信機は撤去することで完売等です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:35	以上です。規制庁に周知そのよく明確にわかりました。
0:43:39	消火設備の方については、
0:43:43	消火設備自体そのものとあとはその消火配管の引き回しと多分に2点あるのかなと思いますけどその2点はどういうふうに変更から変わりますかね。
0:43:54	州電力がミナミザトで等を消火設備については今現状で代替緊待所側でプロンプ。
0:44:01	安全にクローズしてますんで、連絡通路で接続後もそのまま全くしようとしては変更はございません。以上です。
0:44:12	わかりました配管とかの引き増しとかその設備自体が変更ないってことで理解をしました。最後人空気浄化設備の配置関係になりますけど、空気浄化設備については、これもこれは配管だけですかね、配管と弁だけだと思いますけど。
0:44:31	少なくとも配管は今代替緊待のときには、この休憩所の
0:44:39	南南側からちょっと誤差方角まであれですけどあの急傾斜の外にあったファンとかから引っ張ってきたと思うので配管の引き回しは変更になるのかなと思いますけど。
0:44:50	要はどこからどこまでの配管とかが変更になるのかっていう観点で要はの建屋の貫通部の
0:44:58	あと、例の配管の引き回しが変わるだけなのかちょっとそこら辺を説明いただきたいんですけど。
0:45:19	九州電力ゴタンダで少々お待ちください。
0:45:40	九州電力のウエツハラです。
0:45:42	附属病院
0:45:45	説明資料は、資料、
0:45:48	3-102 ページですか。2102 ページ。
0:45:52	ページに書いてございますけども、
0:45:56	赤い部分が季節流用範囲となりまして、その部分については代替緊待所で用いていたと可搬繋ぎ込みの配管をそのまま流用します。
0:46:10	それ以外のところ、休憩所の中に入って貫通してからですね、そのあとのダンパー電動弁については新設で後ろ側も連絡通路上を通る部分が新設のます。
0:46:24	以上です。
0:46:26	規制庁に周知です。では、ここはそうですね説明いただいています。失礼しました。これちなみにすいません、休憩所の中の電動弁とかダンパって何で新設するんですってつけも所なかったんでしたつけ。
0:46:44	九州電力ウエツハラです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:47	代金のときは過半をつなぎ込むところでしたので、
0:46:52	もっとありませんでした。
0:46:56	とかわかりました規制庁ニシウチです。
0:47:01	も空気浄化設備の変更はこれくらいですかねというのが概ねその休憩所、
0:47:10	今回の休憩所における設備のようは今、
0:47:14	今の代替緊急時対策所の状態かどう変わるのかっていう部分が今の状況ですよねっていうのをちょっと
0:47:21	まず補足説明資料の一番最初のほうにも明確にまとめておいていただきたいんですけどですね。
0:47:27	休憩所とあと連絡通路も含めてですねそこはすみません、休憩所等の連絡通路については今回こういう形になります指揮所については、遮へい体のへっ撤去だけありますけどその他は変更ありませんみたいな形で、その最終形がちょっとどうなるのかっていうのを、
0:47:44	端的にそこにまとめておいていただきたいくて、
0:47:47	それを具体的に整理したのが一番最後補足説明資料の 12 っていうものの位置付けかなと思いますので、ちょっとまず冒頭で明確に示しておいていただきたいんですけどお願いしてもいいですか。
0:48:06	中部電力のゴタンダでございますが、内容の追加は承知いたしました但し今の内容であると、補足 12 のほうがちょっと入れ先としてはいいのではないかなあと思っているんですけどいかがでしょうか。
0:48:20	規制庁ニシウチです。これ単純な資料構成で最終的にまとめるときにどうまとめるつもりなのか次第なんですけど、要は補足説明資料の 10 とか 11 とか、
0:48:32	ただそもそもこの補足説明資料を 11 までで説明いただいている事項って基本その休憩所に何があるか説明した上で説明いただく流れだと思うんですよね。そういう意味でその休憩所に何が悪かったっていうのが一番最後の 12 を見ないとわからないっていう資料構成がどうなのかなと思ってます冒頭でってちょっとお願いしたものです。
0:48:51	そういう意味でちょっとそこら辺の資料構成を意識していただければいいのかなと思うんですけど。
0:49:13	はい。
0:49:16	あと規制庁ニシウチですが、そういうすいませんなんていうんですかね、資料全体方読みものとして最初っから日本だときに最初にそういった説明はあるべきだよっていうこと。
0:49:26	頭にあってそうやって冒頭でっていうお願いしたもののなので、いや、この資料別そういう資料構成じゃないですと随所随所にちりばめ埋めてますという説明で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あれば別にこのままのおっしゃる通り 12 のままでもいいのかなと思いますけど、あそこはお任せします説明の仕方だと思いますので、
0:49:44	必要なことが明確に書かれてはこちらとしては特に問題ありませんのでどこに入れるかは検討していただいて今ここで決めなくてもいいと思いますので、
0:49:53	また次回ご提出いただくときに、しかるべきところに入れていただければいいのかなと思います。
0:49:59	九州電力ヤギでございます。
0:50:02	補足の並びについてはほぼ読みやすいように整理されていると調整させていただきますが、基本的にそこを 123 につきましては我々の仕様としまして、個別にもそうなんですけど、逐条の後に添付資料、
0:50:21	整理を補足 2 とつけさせ相手山体こんなふうには講義の方向というのをつけたという意識 3 セット毎回させていただきますので、その防補足 4 からまず。
0:50:33	今回の工事ある全体的なところということで、補足 12 をちょっと 4 として入れ込んで、そういう形で整理させていただこうかなと今話してございます。
0:50:44	規制庁ニシウチです了解しましたそうですねそういった形でいいのかなと思いますけど。そうすると、補足説明資料の 12 があれですかね今回の施工の概要みたいな位置付けになるってということですかね。
0:51:00	一連の杭上げれば、そう理解はして今回の設工認海洋クラスまで全体を把握できる資料としてつけさせていただいてあとはいろいろ使っていただいている説明書がなかなかできないのかなと思います。わかりましたよろしくお願ひします。
0:51:17	そういう意味でちょっと補足説明資料の 12 のほうに行くんですけど、毎回ちょっとまず休憩所 2 のコール残るといふか休憩所に設置する設備の状況について何か規制庁側からここまでで何かありますか。リターン進めてよろしいですか。
0:51:35	はい。
0:51:41	規制庁鈴木です。
0:51:45	休憩所の
0:51:47	連絡通路と接続する部分の
0:51:53	現状の
0:51:57	鉄筋コンクリート構造、もう
0:52:01	一部、
0:52:03	この改造といふのかああするところの説明が
0:52:08	通しページで 400、
0:52:12	10411 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:15	載ってるんですけど。
0:52:18	410 ページの開口塞ぎ部。
0:52:24	のここのイメージがちょっと
0:52:27	平面図しか載ってなくて、
0:52:30	断面図のほうでよくわからないんですけど、ここどういう構造になってるんですか。
0:52:37	もともとその開口部っていうのはどう、どう上から下まで開口してたのかちょっとよくわからないので、説明してください。
0:52:52	僕なんでしょう。
0:53:01	九州電力のウエツハラです。こちらあの開口と書いてございますのは大体金対象のときに出入口として使っていた部分ですので、扉のサイズ。
0:53:12	になります。
0:53:15	規制庁単独で上から下まで貫通しているもの。
0:53:19	ではありません。規制庁スズキです。そうすると、さっき説明していた投資の
0:53:26	102 ページの
0:53:29	非常用空気浄化ラインの季節流用範囲と言ってる赤色の部分っていうのは、
0:53:38	上の方。
0:53:43	410 ページの
0:53:45	開口塞ぎ簿と言っているのは、高さ的には下のほうで、
0:53:50	扉の上のところ、
0:53:52	102 ページの
0:53:55	既設流用範囲の配管が壁を貫通しているような
0:54:00	感じになってるってことですか。
0:54:11	どう九州電カウエツハラですと誤認し、
0:54:14	基本通りあの開口の上を配管が貫通してます。
0:54:18	わかりました。それを 411 ページの断面で見ると、
0:54:26	定着部倒壊Tr左側の垂れ壁との
0:54:33	間の辺りのところで、既設の配管の貫通部分があって、
0:54:39	その下側のほうでもともと開口部があったけど今回はそれを塞いでいるというそういうイメージですね。
0:54:48	はい、おっしゃる通りです。
0:54:49	わかりましたありがとうございます以上です。
0:54:55	はい。規制庁に収集ですじゃちょっと続けて、
0:54:59	ちょっと一行ずつですけど。
0:55:03	どう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:06	補足説明資料 12 の 466 ページ以降ですかね。
0:55:14	ちょっとこの表の整理というか話で聞きたいんですけど。
0:55:20	どう。
0:55:23	まず、
0:55:25	さっき休憩所に残るっていった計測制御系統施設、466 ページの上から
0:55:33	45 行目ですかね、基本設計方針設備通信連絡設備の急傾斜の部分ですね。
0:55:41	ここって、まず代替機のとときに今さっきのその可搬の電話の話でいうと、
0:55:48	可搬の保安電話で言うと 10 台を置きましたと、代替緊対のとときに新設しました。で、
0:55:54	指揮所の設置工事のとときに、この 10 台を廃止してこの重大とは別に、緊対棟の指揮所のほうに新設をしました。
0:56:05	で、今回の工認では指揮所の新設した方はそのままですと台数で 1 回使ってなかった重大っていうのをそのまま改めて休憩所に置くこととします。重大かどうか何か検討されているため、患者だと思えますけど、まず仮に重大とすると。
0:56:22	使っていなかったものも使い出すだけです。そういう理解でいいですか。
0:56:32	九州電力のカミヤです。その理解で問題ありません。規制庁ニシウチです承知しました。ちょっと日本語を的なところになっちゃうかもしれないんですけど、誤解を与えそうだなと思ったのが 466 ページのこの
0:56:47	休憩所んの。
0:56:51	通信基本設計方針設備の方、休憩所の今回の指揮所設置位置が対策と設置工事の部分ですけど。
0:57:00	既存の設備を再登録しようって書いてるじゃないですか、この既存の設備が何か
0:57:07	要は、大体金において廃止したものを指しているのか、それとも指揮所棟のほうのこの業務の情報のスズキ説明をさせているのかよくわかんないんですよ。
0:57:18	だからちょっとここ明確に書いといていただきたいなと思っていてもちょっと
0:57:23	少しお願いしてもいいですか。
0:57:27	九州電力のカミヤです承知いたしました。
0:57:30	はいえっ東電はまずわかりましたこれページングも同じですね、
0:57:37	と。
0:57:42	あと背弧んどこ。
0:57:45	申請対象、そうですね配管とか基本同じですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:00	はい。ここもそれくらいですかねちょっとまたすみませんさっきの説明を踏まえてちょっと改めて全体を見てまた何かあれば確認をさせていただきたいと思いますけども、
0:58:14	というのがまず一つって、
0:58:17	あとちょっと個別の話に入るんですけど。
0:58:20	はい。
0:58:21	どう。
0:58:24	まず、
0:58:28	香岐お話しただいていった今回の説明事項にはちょっと明確に入っていないんですけど、遮へいの部分。
0:58:35	具体的に言うと上仮設空気浄化設備の配管が貫通する部分なんですけど。
0:58:43	この配管貫通部の
0:58:46	いわゆるストリーミング的な話、貫通部のその遮へい設計の話。
0:58:51	て何か代替緊対のいわゆる代替緊心身基準工認のときからのときには何か明確に捕捉とかで説明いただいてなくて、
0:59:00	で、今回のこの緊対棟建屋側のその遮へい設計の話とかはいただいていたと思うんですけど、ちょっと同様にその代替緊対側、休憩所側の建屋排気配管の貫通部の部分の遮へい設計がどうなっているかって説明をちょっと明確に次回以降お願いしたいんですけどお願いしてもいいですか。
0:59:19	基本その仙台の緊対棟中あれか大きいほうの指揮所側の指揮所棟側等と同じ設計をしてることかなと思うんですけど。
0:59:35	Fーニノミヤですよ。はい、承知いたしました。
0:59:53	はい。
1:02:06	。
1:02:08	すいません規制庁ニシウチです。それでは続けてですねと。
1:02:17	ちょっとさっき金の
1:02:25	と。
1:02:36	ちょっと前ぶ資料全般を通して説明というか統一していただきたいっていうコメントコメントになるんですけど。
1:02:46	例えばですね今の電話の話を延長でいうと、補足説明資料 10 のほう、
1:02:52	通しで言うと 463 ページですか。
1:02:56	開けてますでしょうかね。
1:03:00	はい、血液中ゴタンダで開いております。はい。この 2 パラ名とかなんですけど、
1:03:09	通信連絡設備の大半も同様に移行するがって書いてあるんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:16	一部の通信連絡設備については再度使用するって書いていて、この説明等を
1:03:25	通しで言うと 466 ページのこの表の何か説明が若干違うちぐはぐ感を受けていて、
1:03:33	要は意向なのか新設廃止なのかっていうところの表現かなと思うんですけど。
1:03:42	結局さっきの説明を聞く等を補足説明資料 10 のほうが若干その表現が違うのかなという印象を受けたんですけど。
1:03:51	要は緊対機能の代替緊対から指揮所に移行することに伴い、代替緊待所の通信連絡設備廃止をするが、一部の通信連絡設備は、再度使用する再度登録して使用するってそういう説明なのかなと思ったんですけど。
1:04:06	移行してないってことなんですよ。
1:04:09	設備自体は、
1:04:12	要は機能としては移行してるけど、設備のハードとしては別にし、指揮所のほうに新設をしたってそういう理解でいいんですか。
1:04:26	決し電力のカミヤですね一応機能っていう意味でちょっと記載しております、ここはICということで記載を適正化させたいと思います。以上です。はい、そうですねそういったところのちょっと全体的な
1:04:40	表現をもう少し統一をしていただければいいのかなとちょっと思いました。ちょっと今結局どういう常態化っていうのが資料によってその表現が変わってくるとちょっとぶれてくるんですよ。そういう意味でちょっとまず今どういう状態なのかっていうのは明確に説明してくれてというのが最初のコメントでしたので、それを踏まえてちょっと全体の
1:04:58	資料構成も統一をしていただければと思います。
1:05:04	はい。というのがまず全体的なコメントですね。
1:05:10	その上でなんですけど。
1:05:16	コメントNo.3 の
1:05:19	電源負荷の話ですね、これ通しページ 100 なんぼ何ページでしたっけせません。
1:05:26	電源負荷を
1:05:29	この
1:05:31	100 ページになります。
1:05:34	失礼しました。ありがとうございます 100 ページの部分なんですけど。
1:05:39	どう。
1:05:43	あと、
1:05:49	1.1 で説明をいただいているのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:58	うん。これちょっとまた私があまり今理解できてないんですけど、1.1で説明いただいているのはこれ結局既工認から変更ないって理解でいいですよ。
1:06:08	緊急時対策棟っていうのはここってどこまでの範囲を指してるんです。
1:06:17	九州電力のカミヤです。指揮所工認、
1:06:21	今のことを出しております。
1:06:24	そうですね。であれば今回指揮所側で電気設備が増えてないので何も変更ありませんだけでいいのかなと思ったんですけど。
1:06:41	何か説明されたいことが違いましたかね。そして、
1:07:10	ちょっと先に規制庁ニシウチですけど、先にお話しておく。
1:07:16	ちょっと自分が多分、今まだ理解できてないのかなと思ってるところが
1:07:22	今回新設する、その空気上非常用空気浄化設備の電動弁とかあるじゃないですか。
1:07:29	あれなの電源ってどっか引っ張ってくるんです。
1:07:35	というようなことも含めて最初の休憩所とか連絡するのは設置する設備が何でそれがどういう電源系統配管系統という系統構成になっているのかっていうのをまず説明いただいた上で、その上でちょっとここの説明もそれに基づいていただければと思うんですけど。
1:07:54	緊急 飛翔括弧指揮所、
1:07:57	側、
1:07:58	の電気系統は何ら変わりません追加の変更もありませんということではそれだけを書けばいいのかなと思いますし、休憩所号間違いなく変更があるというか電話設備については明確に追加があるはずなのでこの今言った今いただいているような1.2の話をしていただければいいのかなと思うんですけど。
1:08:15	ちょっとそこら辺を含めて説明をいただければと思います。今日まだ何かちょっと整理ができてなさそうであれば改めてでも結構ですけどいかがでしょうか。
1:08:44	それぞれお待ちください。
1:09:31	九州電力のカミヤですとかも前回のコメントにつきましては、
1:09:38	結果、
1:09:39	基準に追加する件ほど実閉めなくて、次に負荷に対して、ディーゼル発電機の負荷の影響について確認説明くださいという趣旨で言われたのでちょっと今回このような資料作っている状況なんですけども、どう緊待所側の電源。
1:09:56	構成とか電源についての説明であれば、またちょっと別途、
1:10:03	悪性が必要かなと思っている状況なんですけど。
1:10:07	認識はどうでしょうか。
1:10:10	すいません

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:14	そもそも私が説明して欲しかったのは認識の通り9継承側ではとか今回新設する設備。
1:10:23	なお、年貢奇形電源設備の負荷の影響でないですよねっていうことを明確に説明いただきたいいただきましたかったものなので、何かこの説明見る限り1.2と1.1. 差だけあれば十分なのかなと思ったんですけど、1.1で説明したいことがそもそもよくわかってなくてですね。
1:10:41	1.1は何を説明された方がいいんですかね。
1:10:49	電力のカミヤですと1.1につきましては現在の蹴飛ばし期初この前の負荷の積み上げの状態を一応説明したいという意味で期待しておりましたが、トクダの
1:11:03	不要ということであれば、ちょっとそこ、
1:11:09	以上する形でちょっと整理したいと思います。
1:11:14	いや、すいません規制庁ニシウチです。結局この1.1ってそのまた緊急時対策棟で書いてあってちょっと対象がまだよくわかんないんですけど、気象棟側の話をしてるって理解ですか。
1:11:33	別に電力のカミヤです。
1:11:35	はい。
1:11:36	組織長等番までの影響について
1:11:40	説明している内容になります。
1:11:46	はい。規制庁ニシウチです指揮所棟側の説明であれば丁寧には大変丁寧に説明いただいたんですけど、結局、辺今回変更してませんっていうのが要は予定なのかなと思うんですけど。
1:12:02	そういう理解でいいんですかね。
1:12:04	要はさっきちょっと僕が言った非常用空気浄化設備の電動弁とかの電源も金庫休憩所側、要は直接補助建屋から引っ張ってきてるってそういうことになるんですか。
1:12:22	非常用、少なくとも非常用空気浄化設備の電動弁は緊待所建屋の中の電源系統で引っ張らないといけないのかなと思ってんですけど。
1:12:33	九州電力のカミヤです。はい、空気浄化系のダンパにつきましては色調が
1:12:40	から電源は持っていきますが、
1:12:43	発電機車とかの負荷の積み上げにつきましては、電動弁は
1:12:49	トクダの既設巻き工認とかからの負荷の積み上げとしては踏まえて以外というところで、決定等へと負荷の積み上げは
1:13:00	影響ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:01	という状況ですね、規制庁に周知でき、そうですね。なので、多分ですね説明。
1:13:09	資料の構成がちょっと若干誤解を与えるのかなと思ったんですけど、まず今回新設するを弁のここを今警報装置等を通信連絡設備って限定されてますけど、をまずちょっとすみません、確か僕休憩所と言ったかもしれないですけど。
1:13:27	どっちかっていうところの休憩所で設置する設備等の電動弁とかも含んでたんですねイメージ的には、
1:13:32	なので今回の申請で新設ないし改造変更する。
1:13:38	設備
1:13:41	農地その電源負荷を持っている設備はこれがありますってまず挙げていただいて、これらの電源についてはここから引っ張ってきていますが、
1:13:51	例えばその電動弁については色調を立てて
1:13:56	の電源系統まあそれは結局非常用の補助建屋のほうに行きますけど、そこから引っ張ってきてますけど、そもそも、そういった弁の部分とかは考慮していないんだったらしていないとか、
1:14:06	それでページング装置についてはこうですと1.2.3の説明をしていただくってたらそういう説明の方が明確かなと思ったんですけどいかがでしょう。
1:14:19	九州電力のカミヤです。
1:14:22	御質問の遠いええと認識しましたんで
1:14:26	流れというか、説明でちょっと資料のほうを修正したいと思います。
1:14:31	はい。規制庁ニシウチですよろしくお願ひします。少なくともちょっと今の1.1だとちょっとこの棟を緊急時対策棟がどこを指しているのかよくわからないのと、1.2以降の関係もよくわからないのでちょっと
1:14:46	説明資料の位置付けがよくわからないなというところでした。
1:14:50	求めているのは今回新設改造する設備の電源負荷がどうかっていう観点ですのもうそのままストレートに説明をいただければいいのかなと思いましたというのがNo.3です。
1:15:01	続けてNo.4よろしいですか。
1:15:07	防火単位の話ですけど。
1:15:13	この4。
1:15:16	95ページ96ページですかね。
1:15:21	まず、95ページ防火耐火性能とか含めてしょっちゅうはしましたので、
1:15:28	ちょっとよくわかってないのが、
1:15:33	この防火たいていわゆる耐震で性とか鉄塔なんですかね。
1:15:41	要は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	このシール材とシール材の間に防火耐置くわけじゃないですか。
1:15:47	で、
1:15:48	耐震基準地震動Ssが切って防火体が破損しましたシール材に悪影響がみたいな話になると、結局SA時にこのシール材が機能を発揮しないってなると居住性含めてっていう話になっていくのかなと思ったんですけど。
1:16:03	そういう観点でそのSsとかの要はSNの耐環境性ですかねっていうのはどう、どういうふうになってるんですかね。
1:16:11	主にSsの耐震性なのかなと思うんですけど。
1:16:26	九州電力をミナミザトでTHAIかたいにつきましては、96 ページの第 2 図にもうイメージでつけておりますけれども、来このように折り畳みで設置しますので、建屋間の相対変位に対しては余長を持つことで、
1:16:47	耐震性を確保できてると思っております。
1:16:52	すいません規制庁ニシウチです。多分私がすいません防火対応。
1:16:57	実際に物を多分見たことがなくてイメージできてないんですけど、これ、いわゆるハードを的なものなんですかねなんていうのは柔軟に追従するようなイメージなんですかね。
1:17:09	これなんですかねこれすいません。
1:17:26	青少年だけをミナミザトで(2)の説明でも書いておりますけれども、こちらのものとしては耐熱の遷移 1000 以上のものですので、
1:17:39	江藤松井
1:17:41	はい。検印に対しては、
1:17:45	折れ曲がったりはできると思っております。
1:17:51	わかりました。
1:17:54	ちょっと後でしら自分でも調べておきますが、そういう意味ではあれですね
1:18:01	耐震性とかも含めて、あとはそのその他の耐環境性とかっていう観点でも特にシール材に悪さをしないものと波及的影響を及ぼさないものとして考えているということですか。
1:18:14	九州電力はミナミザト。
1:18:16	これサイトの通りです。規制庁ニシウチです承知しましたその旨をちょっと明確に書いておいていただいてもいいですか。
1:18:25	所電力はミナミザトで再強化しましたシール材に対して波及的影響を及ぼさない。
1:18:32	はっきり的影響を考慮した設計とするということで一文達したいと思います。
1:18:38	はい。よろしく願いますあとちょっと気になってるのはですね、これって
1:18:44	要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:45	連結部のウェブ部分にしか設置しないものや、要はした部分とかも含めて、要は第1図で言うところの
1:18:56	足元のほう、
1:18:59	そこには設置しないものっていう理解ですかね、要はどこまで設置されるのかはちょっとこの図だけだとよくわからないなと思って、少なくともその横部分通路の壁分量両壁部分のほうには設置されるのかなと思ったんですけど、ちょっとその範囲をちょっと
1:19:15	この断面図だけじゃなくて
1:19:20	だからそこをあれか、ここを変えた断面図側でも防火体の設置状況を示していただければ嬉しいんですけど。
1:19:29	所全量ミナミザトSマツダの耐火体の設置の目的としては、(1)に書いてます通り、
1:19:39	売却価格火災の区域の構成ということで、外からの費用を今回で言えば外からの火に対してっていうことで設置をしております。そういう意味では噛め壁部分と、天井部分だけあれば、
1:19:55	下から来は来ることないと思いますんで、当壁と天井部分さえあればいいと思ってます。すいませんちょっと超え今回問題でつけてますんで、下まで入ってませんけども、一周来てるのかっていうところはもうちょっとわかるような絵に変えたいと思います。以上です。
1:20:15	規制庁ニシウチです承知しますと、今の話だと。
1:20:21	1面、
1:20:24	側は設置しないって理解でいいんですよ。
1:20:30	九州電力のミナミザトですまたあのまあ物としての施工のところもありますんで、最終的にどういう一緒になるのか、一部分になるのかっていうところはもう一度確認をしてとして明確にしたいと思います。以上で規制庁ニシウチです承知しました1点だけ。
1:20:50	なんですけど、
1:20:54	した部分。
1:20:55	から、
1:20:57	火がこないっていうところだけよくわかんなくてですね、
1:21:02	結局このした部分でそのあれですよこの
1:21:06	第1図のイメージのまま、建家の外に繋がってるわけですよ。
1:21:11	であれば何か建屋の外で仮に7ないないと思いますけど、仮にその建屋の直下

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:17	直接あぶられるような形で火災が起きたときに、地面のほうから何か火が回ることも何か考えられるんじゃないかなって気がしたっていただけなんですけど。
1:21:26	ちょっとそこら辺も含めてどこに防火隊を設置するのか、それはどういう火災を考慮しているのかって言うのをちょっと明確にわかるようにちょっと説明の説明を次回以降いただければと思うんですけど。
1:21:56	これあれでしたっけすいませんニシウチですけど、第1図で言っているこの人が立ってる部分の壁矩体あるじゃないですか、この躯体とその外の
1:22:09	グラウンドレベルと一致してるんですけど。
1:22:14	九州電力はミナミザトで一致はしてないです。通せません。今回の絵がですね、
1:22:21	本一式今お付けしている部分の
1:22:27	したんで、76 ページ工事番号 76 ページなんですけど。
1:22:36	76 ページのBB
1:22:40	横から見た図と、
1:22:42	BB断面の絵にちょっと漫画絵で追記をしております。で、扉目見ていただきます通りした部分は
1:22:54	三番なりがあって、埋戻しがあってその上に岩盤があってその上に連絡ありますんで。
1:23:02	下からの日はないと思ってますけど、先ほどお伝えしました通り、施工性の観点からも踏まえて、討論の
1:23:12	この会かたいをつけるのかはもうちょっと明確になるようにして修正したいと思います。以上です。
1:23:19	規制庁ニシウチです。よくわかりました。だから少なくともこの 76 ページの
1:23:25	立面図。
1:23:28	立面図で見たときに、この青い保護カバーが設置されてる部分あるじゃないですか、この範囲は少なくとも少なくともこの範囲には防護隊は設置されるって理解でいいんですね。
1:23:40	はい、九州電力はミナミザトぜ。あのニシウチさんおっしゃる通りです。時の影響があるこの青の部分と思ってますんで、少なくとも壁面と、天井部分には作って床からは影響がないと思ってますんで。
1:23:55	必須じゃないのかなと思ってますけども、ちょっと施工性と、
1:23:59	等を踏まえて、洞道の範囲を含むのかはもうちょっとすいません明確にしたいと思います。以上です。規制庁ニシウチです承知しました。あれですね。
1:24:11	少なくとも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:18	床面じゃないとかベント天井面の部分に設置されるっていうことがわかれば、火災区画っていう部分から特に問題ないのかなという気がしますので、最低限そこだけ明確に説明いただければいいのかなと思います。そういう意味ではこの立面図とか、
1:24:33	段目の図を用いて、先ほどの説明をしていただければいいのかなと思いました。ちょっと次回以降のヒアリング資料でまた明確にしていいただければと思いますよろしくお願いします。
1:24:46	九州電力ミナミザトで本日の資料に追記をしたいと思います。以上です。
1:24:52	はい。規制庁ニシウチです。あとちょっともう1点だけすみません実際にこういう設計を今まで火災、
1:25:01	各区域かもしれませんが火災区画として採用した例ってあるんでしょうか。
1:25:08	火災区域か失礼しました。
1:25:14	今回のような連続した建屋で一体として区域を設定するようなところっていうのがあまりないのかなと。
1:25:23	思うので、その辺ちょっと既設の所今までの
1:25:28	弊社内のパックほかの建屋内っていうとこまでは調べて畏調べ切れないですけども、
1:25:35	もう
1:25:37	このように、
1:25:38	違う建屋が繋がって祖母区域として設定してるこは、
1:25:43	あまり
1:25:45	ないのかなと思っております。
1:25:46	今後も規制庁ニシウチですが、概要は了解しました聞きたかったのはこの96、95 ページ目の(2)で一般建築のジョイント部で称されるものっていう話はあるって、要は火災区画の構造火災区域河川火災区域の構造物
1:26:06	言ったようなものとして使用している実績があるかっていう観点の説明を追加しておいていただきたかったというものです。
1:26:14	実際に今回みたいに多分
1:26:17	両建屋を接続している例っていても、ちょっと他発電所で確か私なんかそういう設計聞いたことあったんですけどそこがどうなってるかは承知してなかったもので、ちょっと
1:26:29	こうやって接続していてその接続部に使っている実績があればストレートですけど、なかったとしても普通にこの防火耐自体を使っている例とかがもしあれば、ちょっと実績として把握をしておきたいなというところで情報は追記していただければと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	九州電力をミナミザトです。了解しましてはちょっと書ける範囲に調べてみたいと思います。以上です。規制庁ニシウチですよろしくお願いします。
1:26:55	あっ等はNo.5 が問題になってNo.6 はさっき言ったコメントとこの。
1:27:20	No.6 食うそうですね⑨はこれで1個。
1:27:26	あとちょっと細かいですけど464ページ、No.7のコメントなんですけど。
1:27:41	この表の中で、
1:27:45	火災防護設備の
1:27:48	本施行における工事の概要ですけど。
1:27:52	休憩所は1ポツ目ですね休憩所と指揮所と連絡通路を一体の火災区域として書いてますけど、休憩所急傾斜で別の火災区域でして、深くか。
1:28:06	これあれか誤差休憩所等、
1:28:09	火災区画としては休憩所等指揮所連絡通路は別だと思ってますけど火災区域として再設定したってことですねこれすいません。
1:28:18	主電力をミナミザトで23おっしゃる通りでももともとは、代替緊待所として単独の区域でしたので、今回はつなげることで、その三つ休憩所全額炉
1:28:35	指揮所をサポートして、
1:28:38	一つの区域として徹底しております。以上です。了解しました大丈夫でさせていただきます。
1:28:47	大きいところと言うと私からは1兆ですかね。
1:28:53	はい。さっきの休憩所に結局どういう設備を置くのか、それらが具体的にどういう状況なのかっていう説明を多分追記いただければ概ねまとまってくるのかなと思いますので、ちょっとまた資料のほうは追記をいただければと思います。
1:29:08	はい。
1:29:10	ほかに規制庁側から一旦現状でよろしいですか。
1:29:13	はい。
1:29:15	じゃあえっと、一度ここでプラント資料1の関係は以上になりますけど九州電力から何か今までのやりとりの中で確認しておきたいことがありますか。
1:29:31	九州電力のゴタンダでございます九州電力からは特にございません。
1:29:41	原子力規制庁のニシウチです。それでは資料1関係はべーまでで続いて資料2の耐震関係の説明事項リストですかね、こちらの説明を九州電力の方からお願いします。
1:29:59	はい、九州電力のトクダです。それでは資料2の耐震関係の説明事項リストについて説明をしたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:10	まず資料括弧 2 の 1Eですけれども、コメント七つありますがまずナンバー1 からNo.5 につきまして建屋の活動に関する検討について説明をさせていただきたいと思います。
1:30:26	コメントとしましてはええとNo.1 から順にならしコンクリートのせん断強度の設定について追記すること。
1:30:33	Noに活動の安全に転じてつい適用限界の考え方を追記することと、No.3 第 2 -1 図のフロー修正すること、第 4 基礎とならしコンクリート間の粘着力保守的であることを説明すること、No.5、基礎浮上がりに関する付着力の説明について補足説明
1:30:52	資料に追加することというコメントを受けてますのでそれぞれ補足 9-3 の別紙 2 について説明をしたいと思いますし、まずヒアリング資料の中の
1:31:09	(2)の 5 ページでございます。
1:31:14	はい。
1:31:16	次の(2)の 6 ページのフローとあわせて修正をしております。ここでは修正の意図としましては、今まではちょっと次の(2)-6 のフローの図になりますけれども、
1:31:36	フローの(1)のところポツの基礎とならしコンクリート間の活動の検討Dぽつのならしコンクリートと岩盤間の活動検討と二つ検討を記載しておりましたが話書きで記載しておりますけれども、
1:31:52	ポツ及びBポツで最も弱部となる部分で検討というところを追記しておりますし、この部分に関しまして、資料(2)-5 ページで本本文中にも記載しております。
1:32:07	読みますと連絡通路が岩盤上にならしコンクリートを介して設置されるため基礎とならしコンクリート間及びならしコンクリートと岩盤間のそれぞれについて、活動の検討を行うここで、連絡通路が設置される岩盤のせん断強度は0 てるようニュートン/平方み、
1:32:27	連絡通路基礎の鉄筋コンクリートは設計基準強度 32 番でございますので、せん断強度はRC基準より 1.18 ニュートンあ、5mmとなりますので岩盤せん断強度のほうが小さいため、最も弱部となる。
1:32:43	ただしコンクリート岩盤ため活動の検討を行うという文章を追記しております。
1:32:50	はい。
1:32:51	続きまして、ごみの 7 ページでございます。
1:33:00	ここでし何らかのあたり西垣しておりますけれども、均すコンクリートのせん断強度等バンバンもせん断強度を企画してる部分でございます。これに関しましてならしコンクリートのせん断強度 0。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:16	495 ニュートン／㎡とさせていただきます。こちらの根拠につきましては国のページの注 1 に記載しております。
1:33:28	それで次のページ(2)の 8 をご覧ください。
1:33:33	11 にてならしコンクリートの設計基準強度が 18 ニュートン／平方耳であり、
1:33:40	このむくみコンクリートの許容せん断応力度として 3 参考として三つ挙げさせていただいてますし、説明がコンクリート標準示方書、二つ目が、RC基準、三つ目が令和 3 年の北海道開発局道路設計要領という三つを参照しています。
1:33:59	それぞれ参照しますと、せん断強度が 3.60. 290.4959 トン／㎡当たります。本検討では最初の値である 0.49 を／平方ビデオ財布要したというところ。
1:34:15	今回追記しております。
1:34:19	はい。
1:34:20	続きましてええと同じページですけれども、中盤辺りにのところに安全率の考え方について追記しております。中段の跨い腰が切り換えています、参考としてどうろきょうを参照することとして、
1:34:39	安全率 1.5 満足することを確認したというところを記載しております。
1:34:47	続きまして(2)の 9 ページでございます。
1:34:52	まとめですけれどもこの部分でも最も弱部と考えられるならしコンクリート岩盤か五つについて検討しました、そういった旨を追記しております。
1:35:06	続きましては、括弧 2 の 13 ページ。
1:35:15	をご覧ください。
1:35:19	ここでは、参考 3 として付着力を考慮して基礎浮き上がりの検討というところで、今回、地震応答解析いい場では付着力を考慮していないために、浮上がりが生じる結果となっております。
1:35:37	それが実際の食べ物には付着力RCじゃあコンクリート同士の付着力が生じているため、浮き上がらないといったところを確認したような資料をつけております。この資料につきましては前回までに説明していただいた説明した。
1:35:54	内容をそのままつけておりますので中身については割愛させていただきます。
1:36:03	非
1:36:04	次(2)の 15 ページでございます。
1:36:10	はい。
1:36:11	こちらは参考 4 として、基礎とならしコンクリート間の活動の検討を記載しております。こちらにつきましては先ほどフローのところで弱部となる。
1:36:23	ならしコンクリート岩盤間で検討するっていったところを、本文の中に 2 記載をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:32	その弱部ではない基礎とならしコンクリート間の活動の検討につきましては、こちらの参考といった位置付けで、
1:36:40	記載をさせていただいております。こちらにつきましても前回までに説明させていただいてないようですので、内容について一部、割愛し、
1:36:51	1月がすぎません。(イ)の16ページすぎません。
1:36:57	これは伸びません。
1:36:59	ちょっと前回の説明、
1:37:02	に加えて
1:37:04	説明書きを追記しています。
1:37:08	追記した部分が(2)の16ページの参考4-4ポツ2-2図でございます。
1:37:15	こちらにつきましてはしそ盗難しコンクリート間の粘着力につきましてJNESの報告書をもとに、今回検討しておりますが、そちらのJNESの検討をが、
1:37:31	こちらに示します。モールの縁ですね、モールの円の経験則見る基準といった値よりも小さな値を採用しております、検討は保守的そういった内容を今回新たに追記しております。
1:37:49	スズキ
1:37:51	こちらの説明は、
1:37:53	以上です。
1:37:58	来活動についての説明は以上となりますが、今回検討の主軸としてならしコンクリートと岩盤の間の検討を主軸にしておりますので、
1:38:16	それに伴う文章の数字が当量に運営等は若干記載の適正化から行っております。
1:38:30	偽名活動のところの説明については以上です。
1:38:38	ネット続けてナンバー6(1)すみません(2)の一番に戻りまして、
1:38:45	ナンバー6の説明に移りたいと思います。No.6のコメントとしまして、建屋の減衰上総合%としてどう説明すること。
1:38:56	そういったところですねこちらにつきましては(2)の21ページから補足説明資料5号炉矩形9-6としてつけております。
1:39:08	内容をかいつまんで説明します。
1:39:32	そうですねというから3段目ですね。
1:39:37	左側ですが、RC耐震セキ試験、でき厳正あまり含まないといったところでRCの耐震平均試験から微小振幅領域や第1折れ点未満であっても、
1:39:52	2%から4%程度の減衰があるといったところがあの文献から確認できております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:00	次に表の一つ下ですけれども、システムで同定による評価といったところで、こちらは仙台の地震の観測記録より減水乗数評価したものになります。こちらにつきましては未小振幅領域、
1:40:18	また、第1折点未満であっても3%から10%の減衰が得られるといったところの確認できております。
1:40:27	最後に表の一番下ですけれども三次元FEMモデルを用いた検討をとりまして解析結果より、大腸0点未満であっても5%程度の減衰。
1:40:40	内られるといったところの確認できております。こちらにつきましては再稼働時の補足説明資料で、
1:40:53	本館建屋ですね、原子炉補助建屋等を対象に行ったものです。
1:40:59	それでは今回の連絡通路につきましても、こちらを減数採用できるというふう
1:41:06	に 考えております定数とのニーズをカッコ2の26ページの文章にも記載しておりますが、
1:41:15	当該部分と、
1:41:18	しまして、まず(2)-26ページの3パラグラフ目でございますが、ERC対象兵器の試験については先ほど申し上げたとおり、%から4%程度の減衰となっておりますが、
1:41:35	連絡通路につきましては、単純な壁ではなくて三次元的に最新兵器用持つ構造体でありますので、より
1:41:46	単純な耐震の試験よりは減衰効果が得られるというふうにご考えてということから、まず一つと%程度でも問題なしというふうにご考えております。次のパラグラフにつきましては
1:42:01	再稼働時に実施しました地震観測記録からの評価につきましても、3%から10%程度を減衰が得られるという結果がございますので、これをもとにですねこの地震観測をした。
1:42:20	地震動の強さとしましては、
1:42:23	当位置から60cm毎秒を外部発表という加速度が得られておりますが、今回連絡ツールにおける入力地震動の大きさとしましては、鉛直水平すべて加味しましても400から1107、
1:42:40	これは10cm毎秒毎秒程度の加速度は得られてますので、
1:42:45	地震観測記録よりも十分大きなオートとなるというふうに予想されます。このことを考えましても3%が10%程度というものは今回も確保できるというふうにご考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:04	以上のようなところから今回あるし、像の減衰定数を5%とするとは妥当だというふうに考えてはおります。しかしながら
1:43:18	最後に(2)の28ページの方に結論を
1:43:23	記載しておりますが、それ(2)－28ページ。
1:43:28	の刺激部分ですけれども連絡通路につきましては、当施設のサイドでやって検討実施したようなBですとか、それをAB建屋ほどはですね構造上の複雑さって言うものが、
1:43:47	期待しにくいというふうにも考えておりますので、耐震性向上の観点から、減衰定数は3%とした場合についても検討するっていうことになっております。
1:43:59	はい。
1:44:01	最後に(2)－29ページから新規制基準工認時人の減衰定数に関する補足も参考としてつけております。
1:44:15	こちらにつきましてもカッコ2の31ページ委員第7－1表がございますが、こちらの表の下から3段目に今回新設連絡通路の横をですね代替緊待所、今回救急状況がありますが、
1:44:35	代替緊待所については再稼働時E5%の減衰常設するっていったところで、
1:44:41	この時も整理をしております。この時の今回と同様ですけれども、
1:44:49	Ssの地震のレベルが大きい値といったところを触れまして、代替緊待所5%としますと、新しい
1:45:02	構造形状の複雑さによる減衰効果が期待しているところも踏まえて再稼働時につきましても代替緊待所はちゃん%をでの応答解析も実施しているところが再稼働の補足紐を記載をしております。
1:45:19	ですので今回の連絡通路応答を再稼働済みに検討した減衰定数について、特に考え方が変わったっていうところはございませんし、同じような考え方で、
1:45:33	減衰定数を決定しております減衰定数につきましては以上です。すいません最後ですけれども
1:45:47	コメントNo.7ですね、非常に活動のフローについてっていったところで、活動の評価添付資料に記載しないことによ追記することといったところで買っ込みの32ページに、
1:46:03	理由を追記しております。
1:46:10	私学の米印のところでは理由を追記してまして、解析結果をもとに事業と解析モデルの設定の前提条件である建屋が活動しないことの確認を実施する前提条件を満足することの確認をもって活動の活動の検討は終了する。
1:46:27	そういったところで、モデルの前提条件であるため特に添付には切にただ確認はしていくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:36	言ったようなところを記載しております。以上で説明を終わります。
1:46:47	うん、はい規制庁ニシウチですけどもそれでは規制庁側から何か確認事項あります
1:47:26	ほぼ規制庁の藤川です。
1:47:30	(2)－26 ページの減水乗数のところでちょっと質問したいんですけども、
1:47:41	(2)－26 ページで、
1:47:44	赤字の部分。
1:47:46	下から 5 行目のところで三次元的な広がりを持つ構造体であることから、今回減衰上層パートしますよとあるんですけども、
1:47:58	ここを最初のまとめ資料を外すって何か複雑な構造物であることから、つてなっていたのが今回その三次元的な広がりを持つ構造体っていうなつたんですけども、
1:48:09	ここの中三次元的な広がりを持つ構造体っていうのは何かどういふ。
1:48:15	ちょっと理解すればいいのかなとちょっと思つてまして、ここちよつともう一度、5%としているとして、
1:48:23	そのサナキ的な広がりを持つ固体だからって言つてるんですけど。
1:48:27	これちよつとその理由をちよつともう一度説明していただいてもよろしいでしょうか。
1:48:34	はい、九州電力の奥田です。はい。この三次元的な広がりを持つ構造体と記載した意図につきましては、前段で全体 3 パラグラフに書いてるんですけども、RC対人セキの試験については、
1:48:52	道パーセントから 4%程度の減衰が得られたんで、このたい。
1:48:58	時多重的な資金につきましてはもちろん壁が 1 枚での試験というふうにかけてますのでこちらは二次元に近いような条件と考えられますので、それに対しまして、今回の連絡通路は壁が、
1:49:16	普通ございますので、こちらの耐震引きの試験によりは構造的に複雑といひますか。ちよつと減衰が期待できるようなな部材数がですね大きいかな。
1:49:34	多いかなというふうにかけておられてそのような意味で三次元的な広がりを持つ構造体、
1:49:41	言った表現をしております。以前複雑な構造たいというふうにかけてはしていましたが、
1:49:51	ちよつと記載の適正化を図りまして結局
1:49:56	このとき、再稼働のときに実施した原子炉補助建屋エアーではですね複雑な構造体で記載はしてたんですけども、補助建屋と比べるとですね、少しなつたし、規模が小さいというふうにか

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:13	感じておりましたので、その実態そういった意味でちょっと複雑なといったニュアンスは決して三次元的な広がりを持つ。
1:50:21	そういったようなニュアンスで表現をさせていただいてます。こちらのその二つなんていう表現につきましては最後のほうに記載をしておりますけれども、dBほど減少時だってほど複雑ではないために、
1:50:37	3%という減衰も考えますって言ったような説明に繋がるといったふうになります。以上です。
1:50:46	ほぼ
1:50:47	規制庁のフジコーです求めると、今回、連絡通路三次元的な広がりを持つ構造体だけれども、
1:50:55	構造形状の複雑
1:50:58	そうはそんなにないという、そういう感じですかね。
1:51:02	そうですねイメージ的にはこの対比試験と原子炉補助建屋エアーの中間辺りから言ってるのニュアンスで考えております。
1:51:16	規制庁の藤川です。
1:51:20	新規制工認時の添付 10-4 を見ますと、RC耐震液試験の照射載ってるんですけど、これ見るとそのボックス型はRC耐震引き
1:51:31	についてこういう三次元振動台用いた加振試験を行ってるのはてるんですけど。
1:51:37	今おっしゃられた説明の中壁 1 枚。
1:51:42	#NAME?
1:51:49	とみなすっていうそういうことでよろしいのでしょうか。
1:51:54	九州電カトクダです。すいません、例えばちょっと語弊がございまして大体フジカワ様がおっしゃってるような認識の通りでございます。ボックス型というのも、通常の
1:52:09	建家よりは
1:52:12	なんで世界的な形状かなっていうふうに考えて考えております。以上です。
1:54:23	規制庁ニシウチですけど、ほかに耐震側からはよろしいですかね。はい。
1:54:31	はい。先ほどの話も一応説明を聴いて了解はしたというところだと思いますので、まず分いただいている耐震側の情報も含めて、耐震側の部分はまだ 1 回耐震のチームのほうで確認をしますので、
1:54:46	また次回以降何かあれば、ヒアリング等々のままでご確認をさせていただければと思います。
1:54:54	今日の説明事項とか含めて九州電力側から何かありますが、よろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:03	九州電力、増減表3のこちらから特にございません。了解しました。今日プラント側耐震側とまとめてヒアリングさせていただきましたけど全体通してよろしいですかね。
1:55:20	はい、8000ホームのヤマシタです。特にこちらからございません。はい、溶解しました規制庁側もよろしいですかね。
1:55:28	はい。それでは今日のヒアリングはこれに終了にしたいと思います。またヒアリング資料ですねコメントを踏まえてできましたらまた提出いただいて次回のヒアリング調整をさせていただければと思います。今日はありがとうございました。
1:55:44	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。